

令和におけるICTの展望

令和元年7月2日（火）
総務省 鈴木 智晴

はじめに

- 政府資料はHPで公開(デジタル手続法、IT政策大綱、IT新戦略、AI戦略 等)
- 危機感の醸成(茹でガエル)

令和

- 生前譲位(マスメディア戦略)
- 意識の変革
- 人口減少、生産性の向上(イノベーション)の必要性

目次

- 日本の行政とOSSとの親和性
- 行政手続などのデジタル化
- AI・IoTの普及による生産性向上

自己紹介

平成18年 入省

放送技術課、宇宙通信政策課、電波部移動通信課、岩手県大槌町【出向】

情報セキュリティ対策室、地域通信振興課、内閣府規制改革推進室【併任】、大臣官房企画課（現職）

学生時代

Linux最高

Texこそ至上

gccは有能

Windowsは情弱

Wordで論文は無理

コンパイラ？

研究室の先生のお言葉

OSSはソースコードがオープンであることに意義がある

日本の行政とOSSとの親和性

- 日本の業規制は責任者を置くことで成立
- 過程の透明化等よりも責任者の有無が重要
- 思考停止

デジタル化関連

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai76/gijisidai.html>

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (デジタル手続法。令和元年法律第16号)
- デジタル時代の新たなIT政策大綱
- 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (IT新戦略)

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

デジタル手続法の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 国外転出者の本人確認情報の公証（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）
- 個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- 罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加
- 社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加

行政手続などのデジタル化

- デジタル化は誰のため
 - 利便性、効率化、キャッシュレス、おもてなしの精神、手厚い窓口、法人(例外規定)
- 隗より始めよ
 - 自治体数1700以上、エクセルの使い方
- コスト削減と人件費への意識
 - 埋没コスト
- マイナンバーカード
 - マイナンバー、劇物、拡張利用領域、出勤簿

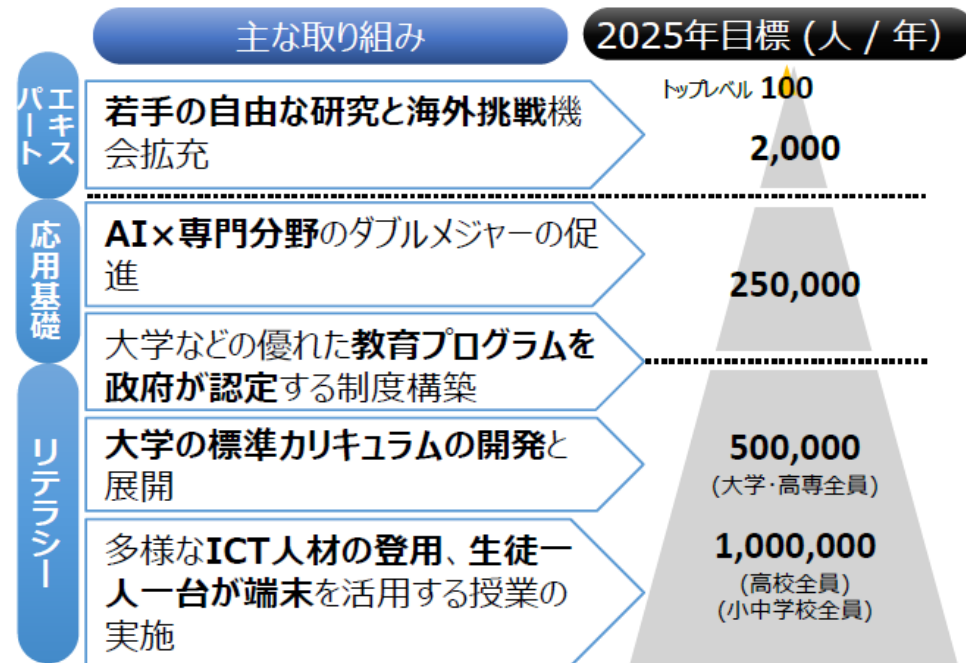
A I 戦略 2019 (案) ①

- Society 5.0は、科学技術イノベーションの活用を通じて人間中心の社会を実現する壮大な構想。**AIはその鍵となる基盤技術**
- 「人間中心のAI社会原則」*に基づき、実現すべき未来のビジョンを共有した上で、**AIの社会実装を推進するための戦略を策定**

*統合イノベーション戦略推進会議決定（平成31年3月）

人材育成

- ◆ 持続可能な社会の柱の1つとして、優先して議論



研究開発

- ◆ AI研究開発ネットワークの構築
- ◆ AI中核研究プログラムの立ち上げ



AIの基盤的・融合的な中核研究プログラムの立ち上げ

基礎理論

コンピューティング・デバイス

高品質かつ信頼できる AI

AIのシステムコンポーネント

A I 戦略 2019 (案) ②

社会実装

◆重点5分野におけるA I の社会実装で世界をリード

健康・医療



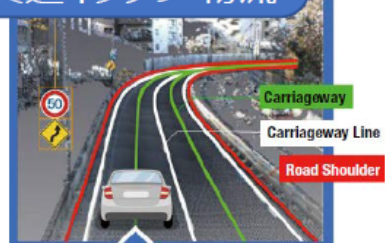
農業



国土強靱化



交通インフラ・物流



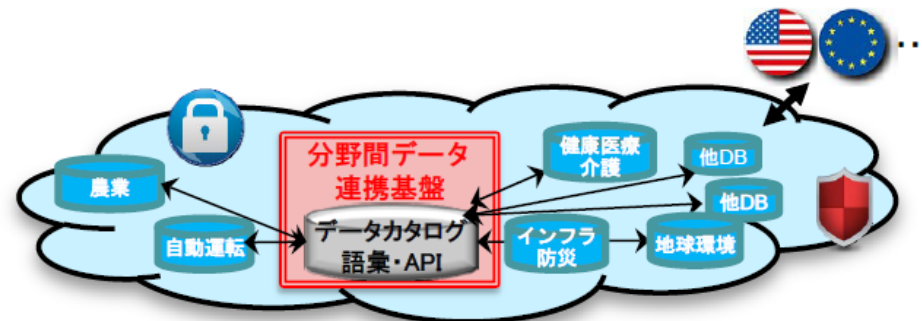
地方創生(スマートシティ)



データ・トラスト・セキュリティ

◆次世代のA I データ関連インフラの構築と国際連携

- 重点5分野におけるデータ連携基盤の本格稼働
- 欧米等と相互認証可能なトラストデータ連携基盤の構築
- A I 活用によるサイバー攻撃対策技術の確立



トラスト(信頼性)の課題: 過去のデータで不適切な判断



AI・IoTの普及による生産性向上

- まずはICT投資から
 - 選択と集中、規模の経済、耕作放棄地、中小企業従事者数、水を飲まない
 - 人件費を安く買い叩く
- 人材育成
 - プログラミング教育至上主義、アラートループ
- 人口減少
 - 生産性向上にはビジネスイノベーション、過去の成功体験
 - ・最低賃金、私大、経営統合、教育と評価

【宣伝】Hardening Project

ご清聴ありがとうございました